

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	川口市 予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

(案)

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容 ※	<p>予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種を行うとともに、予防接種の実施に係る事務を行う。また、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種に関する他市区町村照会・提供事務
③対象人数	<p>[30万人以上] <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<p>1. 予診票発行対象者に必要な住民基本台帳記録の参照を行う。</p> <p>2. 予診票の発行、接種に関する記録の登録・修正・照会を行う。 (予防接種実施状況の登録・修正・照会機能)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)
②システムの機能	<p>1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能</p> <p>2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能</p> <p>3. バッチマスター機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能</p> <p>4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能</p> <p>5. 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (個別業務システム) ()</p>

(案)

システム3	
①システムの名称	住登外管理システム
②システムの機能	<p>1. 宛名情報更新機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における宛名情報を更新する機能</p> <p>2. 個人番号・法人番号登録機能 住登外者(転出者、死亡者等も含む)及び法人における番号を共通基盤システム内におけるテーブルに更新する機能</p> <p>3. 番号真正性確認機能 番号の真正性確認のため、個人番号及び法人番号を検索する機能</p> <p>4. 番号検索表示機能 番号及び識別番号により番号紐付情報、住登外番号紐付情報、法人番号紐付情報、住登外名寄情報等を検索する機能</p> <p>5. 番号名寄機能 共通基盤システム内における住登外番号紐付情報テーブル、法人番号紐付情報テーブル、住登外名寄情報テーブル等に個人番号及び法人番号と宛名番号との親子関係を紐付け、更新する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	<p>1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する機能</p> <p>2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項(以下「住民票」という。)に変更があったときに、記載内容を修正する機能</p> <p>3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除する機能</p> <p>4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載を照会する機能</p> <p>5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する機能</p> <p>6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能</p> <p>7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを介し連携する機能</p> <p>8. 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能</p> <p>9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能</p> <p>10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (証明書コンビニ交付システム、中間サーバ)</p>

(案)

システム5	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能 ・送信データ作成機能、送受信管理機能 ・庁内システムとの連携機能</p> <p>2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能 ・文字コード変換処理機能 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能 ・宛名紐付自動作成機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバ)</p>
システム6	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があつた旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供ネットワークシステム配信マスタ情報を管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

(案)

システム7	
①システムの名称	電子申請システム
②システムの機能	<p>1. 電子申請機能 インターネットから各種端末により、オンラインによる行政手続きの申請を行う機能</p> <p>2. 申請書類作成機能 電子申請内容に基づく申請書類を作成する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (LGWAN回線を用い、LGWAN-ASP上のサービスからダウンロードする)</p>
3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>以下の必要性から特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>1. 予防接種の接種勧奨、適切な実施のための対象者の把握及び接種歴の管理</p> <p>2. 健康被害の給付対象者の所在地の把握</p>
②実現が期待されるメリット	<p>以下のメリットが期待される。</p> <p>1. 予防接種の対象者把握及び接種歴管理が容易となる。</p> <p>2. 健康被害の給付金の支給に際して、給付対象者の所在地の把握が容易となる。</p> <p>3. 個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、未接種のものについて接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止することができる。</p>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表の14・126の項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの <p>※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(以下「番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令」という。)第10条、第67条の2</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p>

(案)

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(別表の上欄が「市町村長」のうち、下欄に以下の項目が含まれる項。) ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ※主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令」という。) (第2条 表 25・26・153・154の項、第27条、第28条、第155条、第156条)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(別表の上欄が「市町村長」のうち、下欄に以下の項目が含まれる項。) ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ※主務省令 番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令 (第2条 表 25・27・28・29・153の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条)</p>	

7. 評価実施機関における担当部署

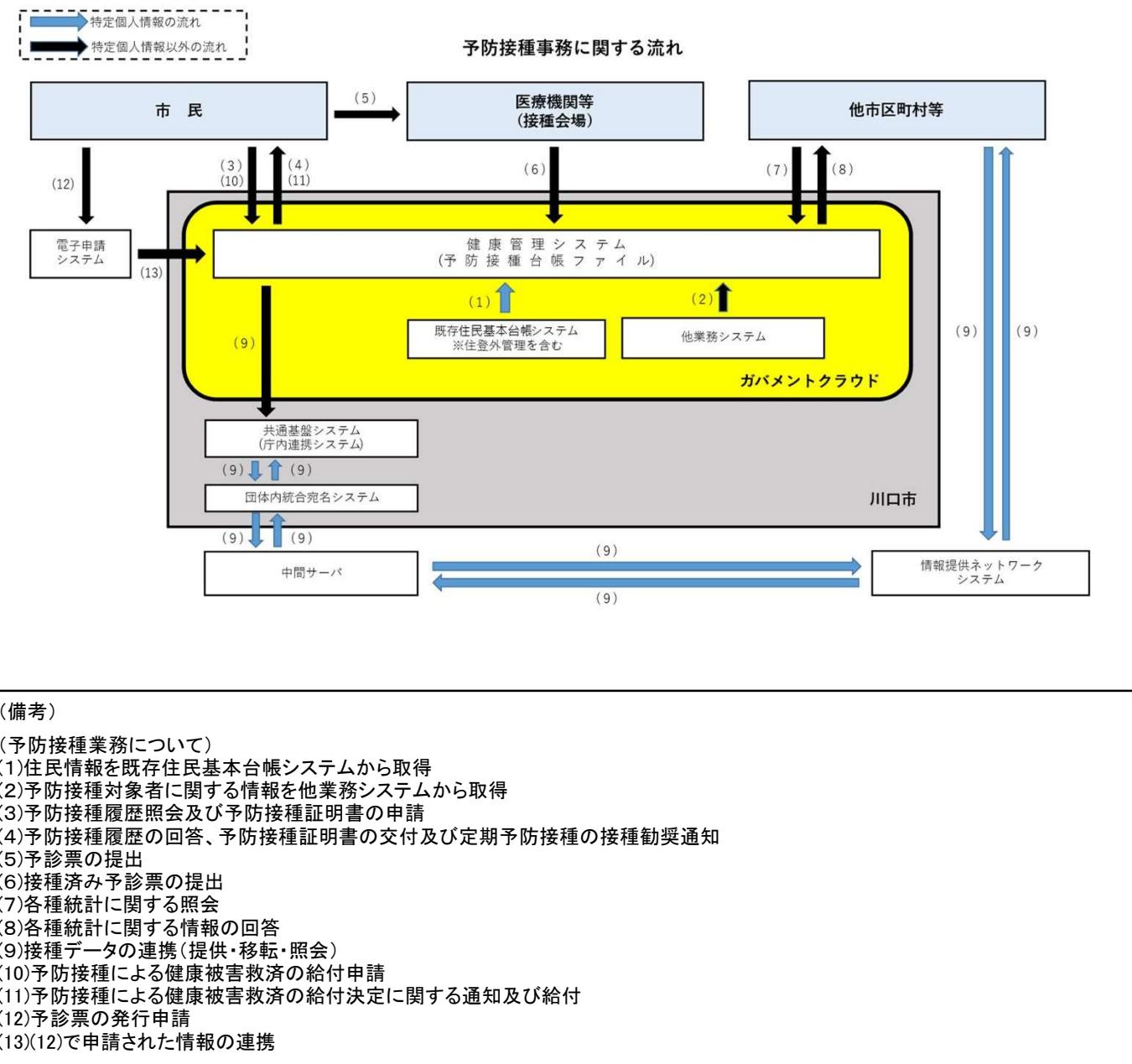
①部署	川口市 保健部 保健所健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

8. 他の評価実施機関

川口市
予防接種に関する事務

(案)

(別添1) 事務の内容



II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種台帳ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[<input type="checkbox"/> システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に記録された住民で、予防接種法第5条、第6条の対象となる住民及び予防接種法施行規則第3条に基づく予防接種に関する記録を保管している者
その必要性	川口市での予防接種の実施及び接種履歴を適正に管理する必要があるため
④記録される項目	<選択肢> [<input type="checkbox"/> 10項目以上50項目未満] 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input checked="" type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input checked="" type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	その他識別情報:受診対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正な管理を図るため 4情報および連絡先:個人の特定や通知等の発送、連絡のため 健康・医療関係情報:健診(検診)結果等の適正な管理を図るため 生活保護情報:予防接種の自己負担免除対象者を把握するため
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年4月1日
⑥事務担当部署	保健所健康増進課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<ul style="list-style-type: none"> [<input checked="" type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input checked="" type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 (市民課、生活福祉1課・2課) [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input checked="" type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 ()

(案)

②入手方法		[<input checked="" type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム [<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] その他 ()
③入手の時期・頻度		・転入時に転入元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・健康被害救済制度に係る申請がある都度
④入手に係る妥当性		・当市への転入者について、転入元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第8号) ・当市からの転出者について、他市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号入手する。(番号法第19条第8号) ・健康被害救済制度に係る申請があった場合のみ入手する。
⑤本人への明示		・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・健康被害救済制度に係る申請に合わせて本人から入手する。
⑥使用目的 ※		予防接種に関して、住民情報、結果情報の照会、入力等の適正な管理を図るため 市民等が安全に予防接種を受けるための必要な情報を備えるため(人の生命、身体又は財産の保護)
変更の妥当性		-
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健所健康増進課
	使用者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・予防接種の対象となる住民であるか否かを確認 ・予防接種をいつ、どこで、何回受けたかを確認 ・生活保護受給による減免の確認 ・当市への転入者について、転入元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。
情報の実査 ※	情報の実査 ※	氏名、生年月日、住所などにより本人を検索し、住民情報、接種履歴等を確認する。 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号入手し、当市の接種記録と突合する。
	情報の統計分析 ※	国・県への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与える決定 ※	予防接種事務
⑨使用開始日		平成28年4月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件

(案)

委託事項1		健康管理システムデータ入力委託			
①委託内容	予防接種に関するデータ入力業務				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>〔 特定個人情報ファイルの一部 〕</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>				
対象となる本人の数	<p>〔 10万人以上100万人未満 〕</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>				
対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ				
その妥当性	予防接種台帳を作成するため必要となる。				
③委託先における取扱者数	<p>〔 10人以上50人未満 〕</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>				
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>〔] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (健康管理システム)</p>				
⑤委託先名の確認方法	川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。				
⑥委託先名	株式会社サウンドグッド				
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>〔 再委託する 〕</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>			
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。			
	⑨再委託事項	予防接種に関するデータ入力業務の一部			
委託事項2		健康管理システム保守業務			
①委託内容	システム保守				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>〔 特定個人情報ファイルの全体 〕</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>				
対象となる本人の数	<p>〔 10万人以上100万人未満 〕</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>				
対象となる本人の範囲 ※	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ				
その妥当性	システムの保守を委託するため、システムで管理される全対象が範囲となる。				
③委託先における取扱者数	<p>〔 10人未満 〕</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>				
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>〔] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (健康管理システム)</p>				
⑤委託先名の確認方法	川口市情報公開条例第6条に基づく公開請求により委託契約書を確認することができる。				
⑥委託先名	株式会社 両備システムズ				

(案)

再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない			
	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。				
	⑨再委託事項	健康管理システム保守業務の一部				
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)						
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/> 提供を行っている (2) 件]	[<input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件]	[<input type="checkbox"/> 行っていない]			
提供先1	都道府県知事及び市町村長					
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条 表25・26の項					
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条 表第二欄に掲げる「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」(25・26の項)					
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条 表第四欄に掲げる「予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」(25・26の項)					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ					
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム] [<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)] [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙] [<input type="checkbox"/> その他 ()]					
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼がある都度					
提供先2	都道府県知事、市町村長又は厚生労働大臣					
①法令上の根拠	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条 表153・154の項					
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条 表第二欄に掲げる「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」(153・154の項)					
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条 表第四欄に掲げる「予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」(153・154の項)					
④提供する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ					
⑥提供方法	[<input checked="" type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム] [<input type="checkbox"/> 専用線] [<input type="checkbox"/> 電子メール] [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)] [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ] [<input type="checkbox"/> 紙] [<input type="checkbox"/> その他 ()]					
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼がある都度					

(案)

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<p><川口市における措置> 生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
②保管期間		<p><選択肢></p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	期間	[20年以上]
	その妥当性	-
③消去方法		<p><川口市における措置> 保存期間を超えたデータについては、システムにより消去対象情報を媒体に退避した上で、消去条件の情報のみ消去する。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>
7. 備考		

(案)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

下記のとおり

- 1 世帯情報
- 2 氏名情報
- 3 生年月日
- 4 性別
- 5 続柄
- 6 住民となった年月日 住民となった届出年月日
- 7 住民となった事由
- 8 住民区分(日本人、外国人)
- 9 世帯主情報
- 10 現住所情報
- 11 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日
- 12 消除情報
- 13 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)
- 14 連絡先

(予防接種接種履歴管理項目)

- 1 予防接種の種類
- 2 ワクチンのメーカー
- 3 予防接種の区分(法定・行政措置等)
- 4 接種した医療機関
- 5 接種した量
- 6 接種した日
- 7 請求のあった日
- 8 接種券番号
- 9 接種状況(実施/未実施)
- 10 接種回
- 11 ロット番号
- 12 ワクチン種類
- 13 製品名

(案)

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

予防接種台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<予防接種事務> ・定期予防接種を受託した医療機関において、身分証明等の確認を実施し、対象者以外の情報を入手するようないようにする。 ・個人の特定には複数項目の情報を紐づけ、対象者以外の情報が入出力できないようにする。 ・府内連携システムを通じて情報を入手する場合は、あらかじめ提供元の担当部署から、提供を受けることができる職員のアクセス許可を受けるとともに、必要な項目以外を入手できないようにしている。		
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	①申請者が不要な情報を記載するよう所定の様式を定めている。 ②窓口や電話等で業務に不要な個人情報を入手しないよう職員への周知徹底を行う。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<予防接種事務> 府内連携により入手する場合は府内連携システムを介して行うが、権限を持った者しか情報照会を行えない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容	・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ※通知カードによる確認の際は、併せて次項による確認も要する ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるもの提示。 ・写真なしの官公庁発行の資格証と住民基本台帳情報等の聞き取り。		
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード、通知カード等の提示を受け、個人番号の真正性の確認を行う。		
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	特定個人情報の入力、訂正及び削除を行う際は、正確性を確保するために、入力等を行った者以外の者による確認を行う等、必ず入力等の内容確認を行う。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<予防接種事務> ・府内連携により入手する場合は府内連携システムを介して行うが、権限を持った者しか情報照会を行えない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<予防接種事務>			
・健康管理システムは、権限を与えられたものののみが、ユーザーID及びパスワード認証を行い操作する。			
・健康管理システムの端末の画面は、外部者の目に触れないように設置する。			

(案)

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行かない。 システムについては府内連携を介し目的を超えた紐付けがなされないように適切なアクセス制御がされている。 		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p><予防接種事務></p> <p>府内連携システムを介して目的を超えた紐付けがなされないように、適切なアクセス制御がされている。</p>		
その他の措置の内容	<p>情報セキュリティポリシーに則り、特定個人情報を取り扱う者に対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<p><予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ユーザIDとパスワードによる認証を行っている。 パスワードについては、定期的な変更を義務付けている。 		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><予防接種事務></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務ごとにアクセスできる権限を決め、システムに反映させている。 人事異動等によりアクセス権限の変更を行った際は、変更した内容を帳票に出力し、アクセス権の失効・追加等を再確認している。 		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<p><予防接種事務></p> <p>異動退職等があった際に、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は削除する。</p>		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 		

その他の措置の内容

情報セキュリティポリシーに即し、特定個人情報を取り扱うものに対して情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。
リスクへの対策は十分か

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導する。 バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定する。 複製データで構築された特定個人情報を扱うシステムの操作認証は適切な方法で実施する。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

(案)

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<予防接種事務>

特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。

・当市への転入者について、転入元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。

・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。

各種統計業務等においては、特定の個人を判断しうるような統計や情報分析は行わない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク

委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク

委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク

再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<川口市における措置>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・外部委託業者を選定する際、個人情報保護方針の策定、ISO/IEC27001等の個人情報保護や対策を目的として公共機関の認定・認証を取得しているか等を確認している。 ・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 ・契約時には本契約とは別の秘密保持契約書を取り交わし、業務従事者名簿を提出することとしている。 		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ID、パスワードにより制限している。 ・秘密保持契約を本契約とは別途締結している。 ・情報セキュリティポリシーの遵守を契約条件としている。 		
特定個人情報ファイルの取り扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・操作履歴(アクセスログ・操作者ログ)を記録する。 ・操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行う。 		
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供を禁止している。		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	提供を禁止している。		
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の消去は委託していない。(情報資産は秘密保持契約により返還する旨規定されている)		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・データの秘密保持に関する事項(委託契約終了後も含む) ・再委託の禁止又は制限に関する事項 ・情報資産の第三者への提示の禁止に関する事項 ・事故発生時における報告義務に関する事項 ・情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 ・前記各事項の定めに違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 		

(案)

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
-------------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p>

<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	<p>[政府機関ではない] <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	<p>[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	<p>[十分に整備している] <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	<p>[十分に周知している] <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>
⑤物理的対策	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

具体的な対策の内容	<p><川口市における措置></p> <p>・府内連携システムは外部と直接接続できないようにしている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>
-----------	---

(案)

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない			
具体的な方法	-				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
-					
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない					
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<川口市における措置> 府内連携システムでは、システムを利用する場合、どの職員がどの特定個人情報をいつ誰に対し何のために提供したかがすべて記録される仕組みとなっている。				
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	'情報資産利用依頼書'の提出を受け、番号法の条文に適合しているか否かを判断し、提供・移転を行う。				
その他の措置の内容	・情報セキュリティポリシーに則り、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律等の罰則規定により措置を講じる。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	<川口市における措置> 特定の権限者以外は情報照会・提供できず、また情報照会・情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した府内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容	<川口市における措置> 府内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することはできず、番号法及び個人情報の保護に関する法律等に基づき認められる情報のみしか移転できないよう、仕組みとして担保されている。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である			
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

(案)

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>		
	①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。	②中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。
(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。			(※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>		
	・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>	
・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。			・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>		
	・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>	
・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。			・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

(案)

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			<p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバ・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			<p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			<p>＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバ・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か			<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

(案)

⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢>
		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション提供事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢>
		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢>
		1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢>
		1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	-	
再発防止策の内容	-	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢>
		1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		生存者の個人情報と同様の方法で安全管理措置を実施する。
他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

(案)

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><川口市における措置> 連携はリアルタイムで行っており、異動情報は即座に置き変わる。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<p><川口市における措置> 消去を行う際は「川口市情報セキュリティポリシー」の規定に従い処理をすることとしているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・紙媒体は施錠できる倉庫に保管する。 			

(案)

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査			
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的なチェック方法		<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回、各部署においてチェックリストによる自己点検を実施し、職員等による運用状況を確認している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。 	
2. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法		<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対して、情報セキュリティポリシーに基づく研修や、個人情報保護に関する研修を実施している。 ・委託業者に対しては、契約内容に秘密保持に関する規定を設けている。 ・特定個人情報の取扱いに係る研修実施後、マイナンバー理解度テストを実施している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <p><健康管理システムに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項:健康管理システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度:年間1回程度 ・教育方法:集合教育 ・教育対象:職員および嘱託員 	
3. その他のリスク対策			
		<p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行することで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641	
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	
特記事項	川口市のホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。	
③手数料等	<p>[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 <small>(手数料額、納付方法：個人情報の開示等に係る手数料は無料。ただし、個人情報の写しの作成費用は請求者が負担(白黒A3版までは1枚10円、その他実費相当額))</small> </p>	
④個人情報ファイル簿の公表	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>	
個人情報ファイル名	予防接種関係ファイル	
公表場所	川口市ホームページ(https://www.city.kawaguchi.lg.jp)内で公表	
⑤法令による特別の手続	-	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641	
②対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付時に苦情受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。 	

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年1月6日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	川口市パブリック・コメント手続実施要綱に基づく意見募集を実施。 実施にあたっては、市の広報・ホームページに意見募集案内を掲載。期間内は、評価書(案)を広く閲覧できるよう、評価書(案)を情報政策課・健康増進課・市政情報コーナーへ設置するとともに、ホームページに掲載する。
②実施日・期間	令和7年3月14日(金)～4月14日(月)(32日間)
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	意見なし。
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年5月19日(月)実施予定。
②方法	川口市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(案)

(別添3)変更箇所

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
8		(別添1)事務内容	図:省略 (備考) 略	図:省略 (備考) <予防接種業務について> (1)住民情報を既存住民基本台帳システムから取得 (2)予防接種対象者に関する情報を共通基盤システムを介して他業務システムから取得 (3)予防接種履歴照会及び予防接種証明書の申請 (4)予防接種履歴の回答、予防接種証明書の交付及び定期予防接種の接種勧奨通知 (5)予診票の提出 (6)接種済み予診票の提出 (7)各種統計に関する照会 (8)各種統計に関する情報の回答 (9)接種データの連携(提供・移転・照会) (10)予防接種による健康被害救済の給付申請 (11)予防接種による健康被害救済の給付決定に関する通知及び給付 (12)予診票の発行申請 (13)(12)で申請された情報の連携	事後	ガバメントクラウド移行、電子申請の開始及びコンビニ交付の終了に伴い修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
13		II 特定個人情報ファイルの概要、-6. 特定個人情報の保管・消去-①保管場所 ※	<p>略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム内のデータは、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 	<p>略 削除</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	ワクチン接種記録システムの稼働終了、事務の実態に合わせた変更及びシステム標準化に係る修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
13		II 特定個人情報ファイルの概要. -6. 特定個人情報の保管・消去-③消去方法	<p>略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続系端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用的都度速やかに完全消去する。 <p>略</p>	<p>略 削除 略</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 	事前	ワクチン接種記録システムの稼働終了、事務の実態に合わせた変更及びシステム標準化に係る修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
21		III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー7. 特定個人情報の保管・消去ーリスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクー⑤物理的対策ー具体的な対策の内容	<p>略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続系端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 	<p>略削除</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	ワクチン接種記録システムの稼働終了、事務の実態に合わせた変更及びシステム標準化に係る修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
22		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -7. 特定個人情報の保管・消去一リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑥技術的対策-具体的な対策の内容	<p>略</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続系端末へのウィルス検出ソフトウェア等の導入により、ウィルス定義ファイルの定期的な更新及びウィルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようになっている。 	<p>略</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パーソンファイ尔の更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション提供事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション提供事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 	事前	ワクチン接種記録システムの稼働終了、事務の実態に合わせた変更及びシステム標準化に係る修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
23		III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -7. 特定個人情報の保管・消去一リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク－消去手順－手順の内容	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消去を行う際は「川口市情報セキュリティポリシー」の規定に従い処理をすることとしているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 (記録媒体を廃棄する場合は、物理的に破壊又は消去ソフト等を利用し、情報を復元できないように処置した上で廃棄。また、その際は情報システム管理者の許可を得なければならず、行った処理について日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。) ・保存年限の過ぎた申告書・帳票等紙媒体の特定個人情報については、機密性を確保するために溶解処理等を行い廃棄する。 <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN接続系端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順定めている。 	<p><川口市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消去を行う際は「川口市情報セキュリティポリシー」の規定に従い処理をすることとしているため、特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクはない。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	システム標準化及び事務の実態に合わせた修正
24		IV その他のリスク対策 ※一1. 監査－②監査－具体的な内容	<p>略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	<p>略</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>	事前	システム標準化及びワクチン接種記録システムの稼働終了に係る修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
24		IV その他のリスク対策 ※ —3. その他のリスク対策	略 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	略 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	システム標準化及びワクチン接種記録システムの稼働終了に係る修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
7		I 基本情報－6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※－②法令上の根拠	<p>【別表第二における情報提供】 番号法第19条第8号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に以下の項目が含まれる項。 ・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・別表第二(第16の2、16の3、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2</p> <p>【別表第二における情報照会】 番号法第19条第8号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に以下の項目が含まれる項。 ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表第二(第16の2、17、18、19、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号(別表の上欄が「市町村長」のうち、下欄に以下の項目が含まれる項。) ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ※主務省令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令」という。) (第2条 表 25・26・153・154の項、第27条、第28条、第155条、第156条)</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号(別表の上欄が「市町村長」のうち、下欄に以下の項目が含まれる項。) ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ※主務省令 番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令 (第2条 表 25・27・28・29・153の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条)</p>	事後	番号法改正に基づく修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
10		II 特定個人情報ファイルの概要ー3. 特定個人情報の入手・使用ー④入手に対する妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、他市区町村へ当市の接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があつた場合のみ入手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転入元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第8号) ・当市からの転出者について、他市区町村へ当市の接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第8号) ・健康被害救済制度に係る申請があつた場合のみ入手する。 	事後	番号法改正に基づく修正
12		II 特定個人情報ファイルの概要. -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供・移転の有無	[○]提供を行っている(1件)	[○]提供を行っている(2件)	事後	番号法改正に基づく修正
12		II 特定個人情報ファイルの概要. -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先1	市区町村長	都道府県知事及び市町村長	事後	番号法改正に基づく修正
12		II 特定個人情報ファイルの概要. -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先1ー①法令上の根拠	番号法 第19条第16号	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条 表25・26の項	事後	番号法改正に基づく修正
12		II 特定個人情報ファイルの概要. -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先1ー②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条 表第二欄に掲げる「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」(25・26の項)	事後	番号法改正に基づく修正
12		II 特定個人情報ファイルの概要. -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先1ー③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条 表第四欄に掲げる「予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」(25・26の項)	事後	番号法改正に基づく修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
12		II 特定個人情報ファイルの概要. -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先2	-	都道府県知事、市町村長又は厚生労働大臣	事後	番号法改正に基づく修正
12		II 特定個人情報ファイルの概要. -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先2ー①法令上の根拠	-	番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条 表153・154の項	事後	番号法改正に基づく修正
12		II 特定個人情報ファイルの概要. -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先2ー②提供先における用途	-	番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条 表第二欄に掲げる「新型インフルエンザ等対策措置法による予防接種の実施に関する事務」(153・154の項)	事後	番号法改正に基づく修正
12		II 特定個人情報ファイルの概要. -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先2ー③提供する情報	-	番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条 表第四欄に掲げる「予防接種法又は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」(153・154の項)	事後	番号法改正に基づく修正
12		II 特定個人情報ファイルの概要. -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先2ー④提供する情報の対象となる本人の数	-	[10万人以上100万人未満]	事後	番号法改正に基づく修正
12		II 特定個人情報ファイルの概要. -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先2ー⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	-	「II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	番号法改正に基づく修正
12		II 特定個人情報ファイルの概要. -5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先2ー⑥提供方法	-	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	番号法改正に基づく修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
12		II 特定個人情報ファイルの概要。-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先2ー⑦時期・頻度	—	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼がある都度	事後	番号法改正に基づく修正
3		I 基本情報ー1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務ー②事務の内容	<p>略</p> <p>併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種を実施する。</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種による実費の徴収に関する事務 ④新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 <p>また、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	<p>略</p> <p>●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付の支給に関する事務 ③予防接種に関する他市区町村照会・提供事務 	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正
3		I 基本情報ー2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム2ー③他のシステムとの接続	[]税務システム	[○]税務システム	事後	事務の実態に合わせ修正
4		I 基本情報ー2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム3ー①システムの名称	税宛名管理システム	住登外管理システム	事後	記載文言の修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
4		I 基本情報ー2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム4	② 略 ③ []その他 ()	② 略 10. 証明書コンビニ交付システムへの連携機能 証明書コンビニ交付システムへ住民基本台帳情報を連携する機能 ③ [○]その他 (証明書コンビニ交付システム、中間サーバ)	事後	証明書コンビニ交付サービス開始に伴う変更
5		I 基本情報ー2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム5	①個人住民税システム 略	削除。以降のシステム番号つめ	事後	事務の実態に合わせ修正
5		I 基本情報ー2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム6	システム6 団体内統合宛名システム(宛名システム等)	システム5 団体内統合宛名システム	事後	記載文言の修正
5		I 基本情報ー2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム7	システム7 ③ []既存住民基本台帳システム	システム6 ③ [○]既存住民基本台帳システム	事後	事務の実態に合わせ修正
6		I 基本情報ー2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムーシステム8	①ワクチン接種記録システム(VRS) ②1 接種対象者登録 2 接種券発行登録 3 接種記録の管理・転出/死亡時等のフラグ設定 4 他市区町村への接種記録の照会・提供 5 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付及びその交付記録の管理 6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 7 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 ③その他(LGWAN回線を用い、専用区画のサーバに対しファイルのアップロード及びダウンロードを実施)	削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
6		I 基本情報ー2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム9	<p>①新型コロナウイルスワクチン接種対象者連携システム ②1 予防接種対象者の登録 健康管理システムより抽出した予防接種対象者を府内連携システムに登録 2 予防接種者対象者の抽出 予防接種対象者の情報を府内連携システムから抽出し、VRSへ登録するデータを作成 ③府内連携システム、宛名システム等</p>	削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正
6		I 基本情報ー2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム10	<p>①新型コロナウイルスワクチン接種予約システム ※特定個人情報の取り扱い無し ②1 予防接種予約 市民が予防接種を希望する日時を予約する。またコールセンターで接種予約を登録する。 2 予防接種予約照会 市民が予約状況を照会する。またコールセンターで予約状況を照会する。 3 予防接種対象者の管理 予防接種対象者を登録し、対象者のみ予約可能とする。 ※令和5年11月をもってシステムを終了。 ③その他(インターネット回線によりシステムにログインし、アップロード)</p>	削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正
6		I 基本情報ー2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム11	<p>①サービス検索・電子申請機能（利用開始時期未定） ②1 【住民向け機能】 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2 【地方公共団体向け機能】 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能 ③その他(LGWAN回線を用い、LGWAN-ASP上のサービスからダウンロードする）</p>	削除	事後	利用開始していないため削除

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
6		I 基本情報－2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム－システム12	システム12 ①電子申請システム（利用開始時期未定） ※特定個人情報の取り扱い無し ②1 自らが受けることができるサービスをオンラインで申請ができる機能 略	システム7 ①電子申請システム ②1. 電子申請機能 インターネットから各種端末により、オンラインによる行政手続きの申請を行う機能 2. 申請書類作成機能 電子申請内容に基づく申請書類を作成する機能 略	事後	各種予診票の電子申請対応を開始したため
6		I 基本情報－3. 特定個人情報ファイル名	予防接種台帳ファイル、新型コロナワクチン接種記録関係ファイル	予防接種台帳ファイル	事後	新型コロナワクチン接種記録等を予防接種台帳ファイルへ一元化することに伴い修正
6		I 基本情報－5. 個人番号の利用 ※法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表第1の第10項、93の2項 ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて、主務省令で定めるもの。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの ※番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、67条の2 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会については番号法第19条第16号に該当、委託先への提供は番号法第19条第6号に該当	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） 第9条第1項 別表の14・126の項 ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて、主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（以下「番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令」という。）第10条、第67条の2 番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了及び法改正に基づく修正
7		I 基本情報－7. 評価実施機関における担当部署－①部署	川口市 保健部 保健所健康増進課 新型コロナワクチン接種推進室	川口市 保健部 保健所健康増進課	事後	組織改正による変更
7		I 基本情報－7. 評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	健康増進課長 新型コロナワクチン接種推進室長	健康増進課長	事後	組織改正による変更

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
9		II 特定個人情報ファイルの概要ー1. 特定個人情報ファイル名	予防接種台帳ファイル、新型コロナワクチン接種記録関係ファイル	予防接種台帳ファイル	事後	新型コロナワクチン接種記録等を予防接種台帳ファイルへ一元化に伴い修正
9		II 特定個人情報ファイルの概要ー2. 基本情報ー③ 対象となる本人の範囲	川口市の住民(住基法第5条)に基づき住民基本台帳に記録された住民で、予防接種法で定められた定期予防接種の対象とされる者	住民基本台帳に記録された住民で、予防接種法第5条、第6条の対象となる住民及び予防接種法施行規則第3条に基づく予防接種に関する記録を保管している者	事後	文言の整理及び臨時接種も対象となるため追加
9		II 特定個人情報ファイルの概要ー2. 基本情報ー③ 対象となる本人の範囲 ※一その必要性	川口市で実施する予防接種情報を適正に管理する必要があるため	川口市での予防接種の実施及び接種履歴を適正に管理する必要があるため	事後	実施及び記録管理を明記
9		II 特定個人情報ファイルの概要ー2. 基本情報ー⑤ 保有開始日	平成28年4月1日、新型コロナワクチン接種記録関係ファイルは令和3年4月1日	平成28年4月1日	事後	新型コロナワクチン接種記録等を予防接種台帳ファイルへ一元化することに伴い修正
9		II 特定個人情報ファイルの概要ー2. 基本情報ー⑥ 事務担当部署	保健所健康増進課 新型コロナワクチン接種推進室	保健所健康増進課	事後	組織改正による変更
10		II 特定個人情報ファイルの概要ー3. 特定個人情報の入手・使用ー②入手方法	略 [○]その他 (新型コロナワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナワクチン接種証明書電子交付機能を含む。)、サービス検索・電子申請機能、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	略 [○]情報提供ネットワークシステム	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正
10		II 特定個人情報ファイルの概要ー3. 特定個人情報の入手・使用ー③入手の時期・頻度	略 ・新型コロナワクチン接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があつた場合であつて接種記録の照会が必要になる都度	略 ・健康被害救済制度に係る申請がある都度	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
10		II 特定個人情報ファイルの概要ー3. 特定個人情報の入手・使用ー⑤本人への明示	略 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	略 ・健康被害救済制度に係る申請に合わせて本人から入手する。	事後	電子申請及びコンビニ交付終了に伴い修正
10		II 特定個人情報ファイルの概要ー3. 特定個人情報の入手・使用ー⑦使用の主体ー使用部署 ※	保健所健康増進課 新型コロナワクチン接種推進室	保健所健康増進課	事後	組織改正による変更
10		II 特定個人情報ファイルの概要ー3. 特定個人情報の入手・使用ー⑧使用方法※	略 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	略 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正
10		II 特定個人情報ファイルの概要ー3. 特定個人情報の入手・使用ー⑧使用方法※ー情報の突合 ※	略 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	略 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種に限らないため修正
10		II 特定個人情報ファイルの概要ー3. 特定個人情報の入手・使用ー⑧使用方法※ー権利利益に影響を与える決定 ※	予防接種事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務	予防接種事務	事後	新型コロナウイルス感染症予防接種に限らないため修正
10		II 特定個人情報ファイルの概要ー4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託の有無 ※	略 3件	略 2件	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
11		Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項1ー②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲ー対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	記載文言の修正
11		Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項1ー③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	委託先変更による修正
11		Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項1ー⑥委託先名		株式会社サウンドグッド	事後	委託先変更による修正
11		Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項2ー②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの一部	特定個人情報ファイルの全体	事後	臨時接種等による対象範囲の拡大に伴い修正
11		Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要ー4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項2ー②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲ー対象となる本人の範囲	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	記載文言の修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
12		II 特定個人情報ファイルの概要ー4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託ー委託事項3の全項目	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 略	削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正
12		II 特定個人情報ファイルの概要ー5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先1ー⑥提供方法	[○]その他(ワクチン接種記録システム(VRS))	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正
12		II 特定個人情報ファイルの概要ー5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)ー提供先1ー⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	情報提供ネットワークシステムにより特定個人情報の提供依頼がある都度	事後	記載文言の修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
14		(別添2)ファイル記録項目	<p>略 (予防接種接種履歴管理項目)</p> <p>1 予防接種の種類 2 ワクチンのメーカー 3 予防接種の区分(法定・行政措置等) 4 接種した医療機関 5 接種した量 6 接種した日 7 請求のあった日</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報(氏名、生年月日、性別) ・接種状況(実施/未実施) ・接種回 ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) <p>※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ</p>	<p>略 (予防接種接種履歴管理項目)</p> <p>1 予防接種の種類 2 ワクチンのメーカー 3 予防接種の区分(法定・行政措置等) 4 接種した医療機関 5 接種した量 6 接種した日 7 請求のあった日 8 接種券番号 9 接種状況(実施/未実施) 10 接種回 11 ロット番号 12 ワクチン種類 13 製品名</p>	事後	新型コロナウイルスワクチン臨時接種終了に伴い修正
15		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー1. 特定個人情報ファイル名	予防接種台帳ファイル、新型コロナウイルスワクチン接種記録関係ファイル	予防接種台帳ファイル	事後	新型コロナウイルスワクチン接種記録等を予防接種台帳ファイルへ元化することに伴い修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
15		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)ーリスク1: 目的外の入手が行われるリスクー対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>略 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p> <p>②他市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市区町村において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。</p> <p>④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手接種者について、 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。</p>	略 削除	事後	新型コロナウイルスワクチン臨時接種終了に伴い修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
15		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)ーリスク1: 目的外の入手が行われるリスクー必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><ワクチン接種記録システム等における追加措置></p> <p>①申請者が不要な情報を記載することができないよう所定の様式を定めている。</p> <p>②窓口や電話等で業務に不要な個人情報を入手しないよう職員への周知徹底を行う。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付について、住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力を避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p>	<p>①申請者が不要な情報を記載することができないよう所定の様式を定めている。</p> <p>②窓口や電話等で業務に不要な個人情報を入手しないよう職員への周知徹底を行う。</p>	事後	新型コロナウイルスワクチン臨時接種終了に伴い修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
15		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)ーリスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容	<p>略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらしながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけすことなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 	略 削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了及び事務の実態に合わせた修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
15		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)ーリスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスクー入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示。 ・写真なしの官公庁発行の資格証(保険証など)と住民基本台帳情報等の聞き取り。 ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(番号法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ※通知カードによる確認の際は、併せて次項による確認も要する ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示。 ・写真なしの官公庁発行の資格証と住民基本台帳情報等の聞き取り。 	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了及び事務の実態に合わせた修正
15		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)ーリスク3:入手した特定個人情報が不正確であるリスクー特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>略 サービス検索・電子申請機能について、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置講じている。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 	略 削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了及び事務の実態に合わせた修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
15		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)ーリスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクーリスクに対する措置の内容	<p>略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <p>電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <p>キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</p> <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p> <p>さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置></p> <p>サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間には、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。</p>	略削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了及び事務の実態に合わせた修正
15		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)ー特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 	略削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
16		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー3. 特定個人情報の使用ーリスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクー事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<p>略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種会場等では、接種券番号の読み取り端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。 	略 削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正
16		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー3. 特定個人情報の使用ーリスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクーユーザー認証の管理ー具体的な管理方法	<p>略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>権限のない者によって不正に使用されないように、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN接続系端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN接続系端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、当市区町村が指定する管理者が認めたに限定して発行される。 <p><電子申請機能における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請機能をLGWAN接続系端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 <p>略</p>	略 削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了及び事務の実態に合わせた修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
16		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -3. 特定個人情報の使用一リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクーアクセス権限の発行・失効の管理ー具体的な管理方法	<p>略</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。</p> <p>当市区町村が指定する管理者は、定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。</p> <p>やむを得ず、複数の職員が共にするID(以下「共用ID」という。)を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、管理者が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員及び端末について、異動／退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能のアクセス権限の発効・失効></p> <p>①発効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 <p>②失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動／退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動／退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 	略 削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了及び事務の実態に合わせた修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
16		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー3. 特定個人情報の使用ーリスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクーアクセス権限の管理ー具体的な管理方法	<p>略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、当市区町村が指定する管理者が必要最小限の権限で発効する。 当市区町村が指定する管理者は、定期的にユーザID及びアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限及び不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。</p> <p><電子申請機能のアクセス権限の発効・失効></p> <p>① 発効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要となる情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要となるアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 <p>② 失効の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的又は異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 	略削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了及び事務の実態に合わせた修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
16		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー3. 特定個人情報の使用ーリスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクー特定個人情報の使用的記録ー具体的な方法	<p>略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期に及び必要に応じ隨時に確認する。</p> <p><サービス検索・電子申請機能における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能へのアクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。 	略 削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了及び事務の実態に合わせた修正
16		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー3. 特定個人情報の使用ーリスク3:従業者が事業外で使用するリスクーリスクに対する措置の内容	<p>略 <サービス検索・電子申請機能における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。 	略 削除	事後	事務の実態に合わせた修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
16		III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -3. 特定個人情報の使用一リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容	<p>略 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。 ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続系端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステム的に制御する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。</p>	略 削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
17		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -3. 特定個人情報の使用-特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><予防接種事務> 予防接種事務では、各種統計は行うが、特定の個人を判断しうるような統計や情報分析は行わない。</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。</p>	<p><予防接種事務></p> <p>特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 <p>各種統計業務等においては、特定の個人を判断しうるような統計や情報分析は行わない。</p>	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了及び事務の実態に合わせた修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
17		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－情報保護管理体制の確認	<p><川口市における措置></p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律、川口市個人情報保護条例等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 <p>略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。</p> <p>なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 	<p><川口市における措置></p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札の通知を発送する際に、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、適正な管理を行うことを書面にて通知している。 <p>略</p> <p>削除</p>	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了及び個人情報保護法改正に伴う修正
18		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -5. 特定個人情報の提供・移転－リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク－特定個人所法の提供・移転の記録-具体的な方法	<p>略</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	<p>略</p> <p>削除</p>	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
18		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー5. 特定個人情報の提供・移転一リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスクーその他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーに則し、川口市情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、川口市個人情報保護条例の罰則規定により措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律等の罰則規定により措置を講じる。 	事後	文言の整理及び個人情報保護法改正に伴う修正
18		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー5. 特定個人情報の提供・移転一リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクーリスクに対する措置の内容	<p>略 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市区町村への個人番号の提供 当市区町村からの転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 	<p>略 削除</p>	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正
18		Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ー5. 特定個人情報の提供・移転一リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクーリスクに対する措置の内容	<p>略 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市区町村からの転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村では、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。 	<p>略 削除</p>	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
18		III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -5. 特定個人情報の提供・移転一リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク -特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるよう制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 <p>具体的には、当市区町村への転入者について、転出元市区町村での接種記録入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。</p>	-	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正
23		III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -7. 特定個人情報の保管・消去一リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク一リスクに対する措置の内容	<p>略</p> <p><サービス検索・電子申請機能における措置></p> <p>LGWAN接続系端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。</p>	略 削除	事前	事務の実態に合わせた修正
23		III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 -7. 特定個人情報の保管・消去一特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p>・バックアップデータを市内別拠点に保管している。</p> <p>略</p>	削除 略	事前	事務の実態に合わせた修正
24		IV その他のリスク対策 ※ -1. 監査-①自己点検-具体的なチェック方法	<p>略</p> <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <p>デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則り、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。</p>	略 削除	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了による修正

(案)

ページ	変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
24		IV 他のリスク対策 ※ 一2. 従業員に対する教育・啓発—具体的な方法	<p>略 <予防接種事務システムに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項: 予防接種事務システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員および嘱託員 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。</p>	<p>略 <健康管理システムに関する教育・啓発></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育事項: 健康管理システムの操作・運用ならびに個人情報保護に関する教育および研修 ・教育頻度: 年間1回程度 ・教育方法: 集合教育 ・教育対象: 職員および嘱託員 	事後	ワクチン接種記録システムの稼働終了に係る修正
25		V 開示請求、問合せー1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求ー②請求方法	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	個人情報の保護に関する法律第76条第1項、第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事後	個人情報保護法改正に基づく修正
25		V 開示請求、問合せー1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求ー④個人情報ファイル簿の公表	行っていない - -	行っている 予防接種関係ファイル 川口市ホームページ (https://www.city.kawaguchi.lg.jp) 内で公表	事後	公表開始に伴い修正